

議員提出第3号議案

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成18年3月23日

提出者

足立区議会議員	ぬ	か	が	和	子
同	鈴	木		けん	いち
同	針	谷		み	きお
同	大	島		芳	江
同	伊	藤		和	彦
同	渡	辺		修	次
同	鈴	木		秀	三郎
同	橋	本		ミ	チ子
同	さ	と	う	純	子
同	三	好		すみ	お
同	松	尾		かつ	や

足立区議会議長 新井 ひでお 様

(提案理由)

介護保険法の改正に伴い、予防重視型の保険給付に転換するとともに、保険料率を据え置くため、本案を提出する。

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

足立区介護保険条例（平成12年足立区条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 保険給付（第5条―第9条）」を「第3章 保険給付（第5条―第9条）」に改める。
「第3章 保険給付」を「第3章の2 地域支援事業等（第9条の2・第9条の3）」に改める。

第1条中「地域で」の次に「尊厳を保持し、」を加える。

第4条中「第7条第26項」を「第7条第8項」に改める。

第5条第2号中「要介護状態となるおそれがある状態」を「要支援状態」に改める。

第6条中第11号を第13号とし、第3号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

（3） 地域密着型介護サービス費の支給

（4） 特例地域密着型介護サービス費の支給

第7条第1号中「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に改め、同条第2号中「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費」に改め、同条第9号中「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「特定入所者支援サービス費」を「特定入所者介護予防サービス費」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防サービス費」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「居宅支援サービス計画費」を「介護予防サービス計画費」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「居宅支援

福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 地域密着型介護予防サービス費の支給

(4) 特例地域密着型介護予防サービス費の支給

第8条中「第47条第2項、第49条第2項、第54条第2項及び第59条第2項」を「第42条の2第4項、第42条の3第2項、第47条第2項、第49条第2項、第51条の3第2項、第54条第2項、第54条の3第2項、第59条第2項及び第61条の3第2項」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域支援事業等

(地域支援事業等)

第9条の2 区は、法第115条の38第1項及び第2項に規定する地域支援事業を行う。

2 区は、法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターにおいて行う事業を実施する。

(保健福祉事業)

第9条の3 区は、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業及び被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業を行う。

第10条第1項中「3年ごとに、5年を1期」を「3年を1期」に、「定める」を「策定する」に改め、同条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 区が、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総

数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

(2) 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策

第10条第2項第3号中「指定居宅サービスの事業」の次に「、指定地域密着型サービスの事業」を、「介護給付等対象サービス」の次に「(介護給付に係るものに限る。)」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

第10条第3項中「介護保険事業計画は」を「介護保険事業計画の策定に当たっては」に、「老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく老人福祉計画及び老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18の規定に基づく老人保健計画と、」を「社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画と」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 介護保険事業計画の策定に当たっては、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する老人福祉計画及び老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18第1項に規定する老人保健計画と一体のものとして作成しなければならない。

第12条各号列記以外の部分中「平成15年度から平成17年度」を「平成18年度から平成20年度」に改め、同条第1号中「第38条第1項第1号」を「第39条第1項第1号」に、「1万9,300円」を「2万5,680円」に改め、同条第2号中「第38条第1項第2号」

を「第39条第1項第2号」に、「2万8,900円」を「3万2,040円」に改め、同条第3号中「第38条第1項第3号」を「第39条第1項第3号」に、「3万8,600円」を「3万9,360円」に改め、同条第4号中「第38条第1項第4号」を「第39条第1項第4号」に、「4万8,200円」を「5万2,560円」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 次のいずれかに該当する者 6万3,480円

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第7号ロに該当する者を除く。）

第12条に次の3号を加える。

(6) 次のいずれかに該当する者 7万8,240円

イ 合計所得金額が200万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 9万4,560円

イ 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（8） 前各号のいずれにも該当しない者 10万5,120円

第14条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「又は第4号ロ」を「、第4号ロ、第5号ロ並びに第6号ロ」に、「第38条第1項第1号から第4号」を「第39条第1項第1号から第6号」に改め、同条第4項を削る。

第15条第1項中「（昭和25年法律第226号）」を削る。

第20条第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、第2項の次に次の1項を加える。

3 区長は、高齢社会対策基本条例第3条の定めるところにより、区民全体の生活をかんがみて、必要に応じて高額保険料全体の緩和を講じることができるものとする。

第24条中「法第34条第1項後段」を「法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の足立区介護保険条例第12条の規定にかかわらず、平成18年度分以前の保険料については、なお従前の例による。